

旭川医科大学競争的スペース運用細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和8年9月4日学長裁定)

旭川医科大学競争的スペース運用細則の一部を改正する細則

旭川医科大学競争的スペース運用細則（平成16年4月1日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(施設使用料等)	(施設使用料等)
第5条 競争的スペースの代表者は、施設使用料（以下「スペースチャージ」という。）を負担するものとする。	第5条 競争的スペースの代表者は、施設使用料（以下「スペースチャージ」という。）を負担するものとする。
2 スペースチャージは、1m ² 当たりの単価を年額7,000円（光熱水費を含む）とする。ただし、使用期間が12ヶ月に満たない場合は、月割りによって計算し、1ヶ月未満の端数があるときは1ヶ月として計算するものとする。	2 スペースチャージは、1m ² 当たりの単価を年額7,000円（光熱水費を含む）とする。ただし、使用期間が12ヶ月に満たない場合は、月割りによって計算し、1ヶ月未満の端数があるときは1ヶ月として計算するものとする。
3 本学が当該申込書に記載されている研究において間接経費を受けている場合は、当該間接経費の100分の10の額をスペースチャージから低減することができるものとし、低減する額は、元のスペースチャージの2分の1を上限とする。	3 本学が当該申込書に記載されている研究において間接経費を受けている場合は、当該間接経費の100分の10の額をスペースチャージから低減することができるものとし、低減する額は、元のスペースチャージの2分の1を上限とする。
4 前項のスペースチャージの低減を希望する代表者は、使用期間の終了日の4か月前までに、申請書（別紙様式4）を部会長に提出するものとする。	4 前項のスペースチャージの低減を希望する代表者は、使用期間の終了日の4か月前までに、申請書（別紙様式4）を部会長に提出するものとする。
5・6 (略)	5・6 (略)
(略)	(略)
<u>附 則</u>	

<u>この細則は、令和8年9月4日から施行する。</u> 別紙様式1（第2条第2項関係）（略） 別紙様式2（第3条第2項関係）（略） 別紙様式3（第3条第2項関係）（略） <u>別紙様式4（第5条第4項関係）</u> 別紙様式5（第7条関係）（略） 【改正理由】 スペースチャージ低減の申請対象について明確化するため、申請書の様式を改正するものです。	別紙様式1（第2条第2項関係）（略） 別紙様式2（第3条第2項関係）（略） 別紙様式3（第3条第2項関係）（略） <u>別紙様式4（第5条第4項関係）</u> 別紙様式5（第7条関係）（略）
---	--

(新)

別紙様式 4 (第 5 条第 4 項関係)

年 月 日

スペースチャージ低減申請書

施設・環境計画専門部会長 殿

代表者 (申請者)

所 属

職 名

氏 名

連絡先 電話 :

E-mail :

競争的スペースの使用に伴うスペースチャージの低減について申請いたします。なお、低減に係る間接経費等については下記の通りです。

記

間 接 経 費 等	整理番号等	研究題目名・課題名	金額 (円)

※「間接経費等」とは、「競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費」として交付決定された経費のことです。なお、前年度10月1日から当年度9月30日までに交付が決定している間接経費等が対象となります (競争的スペース使用期間前に研究機関が終了しているもの、学外分担者等への送金や交付元に返還した金額は対象外です)。

(旧)

別紙様式 4 (第 5 条第 4 項関係)

年 月 日

スペースチャージ低減申請書

施設・環境計画専門部会長 殿

代表者（申請者）

所 属

職 名

氏 名

連絡先 電話：

E-mail :

競争的スペースの使用に伴うスペースチャージの低減について申請いたします。なお、低減に係る間接経費等については下記の通りです。

記

[illegible]